

芸術によるまちづくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術によるまちづくり推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「芸術のまちづくり」を通して、地域の魅力発信、地域間交流、観光客や芸術家の誘致など、地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、芸術のまちづくりに関する事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、補助対象事業を行う「ことるり舎」とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施に直接必要な経費（ワークショップ、映画制作、映画祭等）
- (2) アーティストの招へいに係る経費（滞在費、旅費及び報償費）
- (3) 地域とアーティストの連携による芸術事業の実施に係る経費（作品制作費、公演料、会場使用料、会場設営費等）
- (4) 広報に係る経費（印刷費、広告宣伝費及び郵送費）

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、会費その他の収入は、補助対象経費の額から除く。

(概算払い)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める

場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更をする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第11条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は交付の決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。